

【北上市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	6,880人	6,704人	6,527人	6,343人	6,135人
②予備機を含む整備上限台数	7,912台	7,709台	126台	0	0
③整備台数（予備機除く）	0	6,704台	0	0	0
④③のうち基金事業によるもの	0	6,704台	0	0	0
⑤累積更新率	0	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数	0	676台	0	0	0
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	676台	0	0	0
⑧予備機整備率	0	10.1%	0	0	0

確認事項

- ・上記①は、市立小中学校（23校）の児童生徒数の合計である。
- ・予備機整備台数については、将来の児童生徒数の減少と端末故障状況等を考慮し、予備機整備率10%程度となるよう整備するもの。

（端末の整備・更新計画の考え方）

GIGA第1期で整備した端末（令和3年3月から令和8年2月までのリース）について、5年の経過に合わせて令和8年3月に更新を行うものである。

今後、予備機による対応では不足が生じる場合は、追加調達を検討する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：6,880台

○処分方法：

- ・端末リース契約に基づきリース契約相手へ返却：6,880台

リース契約相手を通して、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等へ処理を依頼し、再使用・再資源化を図る。

○端末のデータの消去方法：

- ・端末リース契約に基づきリース契約相手において消去実施

データの完全消去や物理的破壊により復元不可能な状態にする。

○スケジュール（予定）

令和8年3月 使用済端末の事業者への返却

令和8年3月 新規調達端末の使用開始

▼改訂履歴

改訂No.	改訂日	改訂内容
Ver1.0	令和7年3月31日	初版作成
Ver2.0	令和8年2月18日	■ 端末整備台数・予備機整備率等を変更 ■ 「確認事項」等の予備機整備の考え方を変更 ■ 「更新対象端末のリユース等」の内容修正